



地域脱炭素化促進事業の促進に関する基本的考え方

2021年9月



改正地球温暖化対策推進法の概要 地域の脱炭素化について



1. 都道府県の地方公共団体実行計画制度の拡充

- (1) **都道府県は、地方公共団体実行計画**において、その区域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項に加えて、**施策の実施に関する目標を定める**こととする（第21条第3項）。
（施策のカテゴリ：①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成）
- (2) **都道府県は、地方公共団体実行計画**において、**地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮**し、省令で定めるところにより、市町村が定める**促進区域の設定に関する基準を定める**ことができる（第21条第6項及び第7項）。

2. 市町村の地方公共団体実行計画制度の拡充

- (1) **指定都市・中核市・特例市は、地方公共団体実行計画**において、その区域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項に加えて、**施策の実施に関する目標を定める**こととする（第21条第3項）。
- (2) **上記以外の市町村も、(1)の施策及びその実施に関する目標を定めるよう努める**こととする（第21条第4項）。
（施策のカテゴリ：①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成）
- (3) **すべての市町村は、上記の事項を定めている場合において、協議会も活用しつつ、地域脱炭素化促進事業（※1）の促進に関する事項として、促進区域（※2）、地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等を定めるよう努める**こととする（第21条第5項）。

3. 地域脱炭素化促進事業の認定

- (1) **地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、事業計画を作成し、地方公共団体実行計画に適合すること等について市町村の認定を受ける**ことができる（第22条の2）。
- (2) (1)の認定を受けた認定事業者が認定事業計画に従って行う地域脱炭素化促進施設の整備に関しては、**関係許可等手続きのワンストップ化（※3）**や、**環境影響評価法**に基づく事業計画の立案段階における配慮書手続きの省略といった**特例**を受けることができる（第22条の5～第22条の11）。

※ 1 再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設（地域脱炭素化促進施設）として省令で定めるものの整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であって、地域の環境保全及び地域の経済社会の持続的発展に資する取組を併せて行うもの（第2条第6項）。

※ 2 環境保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める区域の設定に関する基準に従い、かつ、都道府県が定めた場合にあっては都道府県の促進区域の設定に関する環境配慮基準に基づき定めることとなる。（第21条第6、7項）

※ 3 自然公園法に基づく国立・国定公園内における開発行為の許可等、温泉法に基づく土地の掘削等の許可、廃棄物処理法に基づく熱回収施設の認定や処分場跡地の形質変更届出、農地法に基づく農地の転用の許可、森林法に基づく民有林等における開発行為の許可、河川法に基づく水利利用のために取水した流水等を利用する発電（従属発電）の登録。

【参考】地方公共団体実行計画の策定～地域脱炭素化促進事業計画の認定に至る流れ

温対法の
位置づけ

地方公共団体実行計画の策定

地域脱炭素化促進事業計画の認定

市町村

市町村が
議論の場（協議会等）を設けて、
ステークホルダー（関係者・関係機関）と
ともに、**課題のあぶりだし・解決方法**を検討

協議会等において、

- 環境保全上の支障のおそれのないよう「**促進区域**」を議論
- 事業者を求める
 - ・ **地域環境保全の取組**
 - ・ **地域貢献の取組**

※改正温対法21条5項5号イ、ロも議論

協議会

合意形成の促進

市町村の地方公共団体実行計画に記載

市町村は、
事業者から申請を受けて、
関係機関に
許認可等の書類を転送

促進区域における
**地域環境保全の取組及び
地域貢献の取組**の要件を
満たした事業計画を認定
※改正温対法22条の2

事業者

事業の
構想

事業の適地や調整が必要な課題の見える化
事業予見性が高まる

事業計画の
立案

許認可の
ワンストップ化等

事業計画の
実施

1. 促進区域設定の基本的考え方

促進区域設定の基本的考え方①



- 改正地球温暖化対策推進法により導入される促進区域制度は、再エネ導入拡大に向け、再エネ事業の適地を見える化し、**円滑な地域合意形成を促すポジティブゾーニングの仕組み**。
- 促進区域の検討に当たっては、**①地域の再エネ導入目標を踏まえて再エネ導入量を確保すること、②環境保全の観点からのトラブル・懸念を回避・防止するよう設定されることが重要**。
- 具体的には、風況等の事業性も考慮した**再生可能エネルギー事業の潜在的な候補地を幅広く見渡した上**で、上記①及び②に加え、**③社会的配慮・社会的条件**（たとえば、既存の土地利用や先行利用者の状況、各種法令による規制、電力系統など）の観点も加味し、**④協議会等を活用しつつ地域の合意形成を図りながら**、促進区域を設定していくこととなる。
- こうした趣旨を踏まえ、**具体的な促進区域の設定のあり方についてどのように考えるか**。

【論点：促進区域の種類】

- ① 促進区域の設定に当たっては、**広域的なゾーニング（※）を行うことが最も理想的**ではないか。
- ② 他方で、性質上、ゾーニングになじまない再エネ種や全域での合意形成に時間を要する場合等もあり得る。そうした場合は、例えば、再生可能エネルギー拡大に特に重点的に取り組むエリア・場所として、**特定の地区・街区や公有地・公共施設などに設定**することも考えられるのではないかと。あるいは、地域における十分な合意形成を図ることを旨とした上で、**民間事業者からの提案を端緒として、事業候補地への設定**を検討していくことも考えられるのではないかと。
- ③ 再エネ事業の適地を見える化する観点からは、**法令上の特例の有無に関わらず、促進区域を幅広く設定**することが推奨されるのではないかと。また、適地の集積化による効率化にも資するのではないかと。
- ④ また、設定が見込まれるエリアの種類や立地場所の特性、再エネの種別等によって、求められる環境配慮と合意形成のあり方も異なり得ることも踏まえつつ、検討していく必要があるのではないかと。

【論点：環境配慮の考え方】

- ① 改正地球温暖化対策推進法においては、環境保全の観点からの懸念・問題に対処すべく、以下のようないくつかのアプローチが盛り込まれている。協議会等を活用しながら、これらを組み合わせて検討・実施することとなっている。
 - 促進区域設定に際し、再エネ導入目標を踏まえ、環境保全上の支障のおそれがないよう、再エネ事業の適地を抽出する
 - ・ 既存法令により環境保全の観点から規制されている区域を除外する 等
 - ・ 環境保全を優先すべきエリア・対象を考慮して抽出する 等
 - 再エネ事業者に対し、事業と併せて、地域環境保全の取組や地域貢献の取組を求める 等

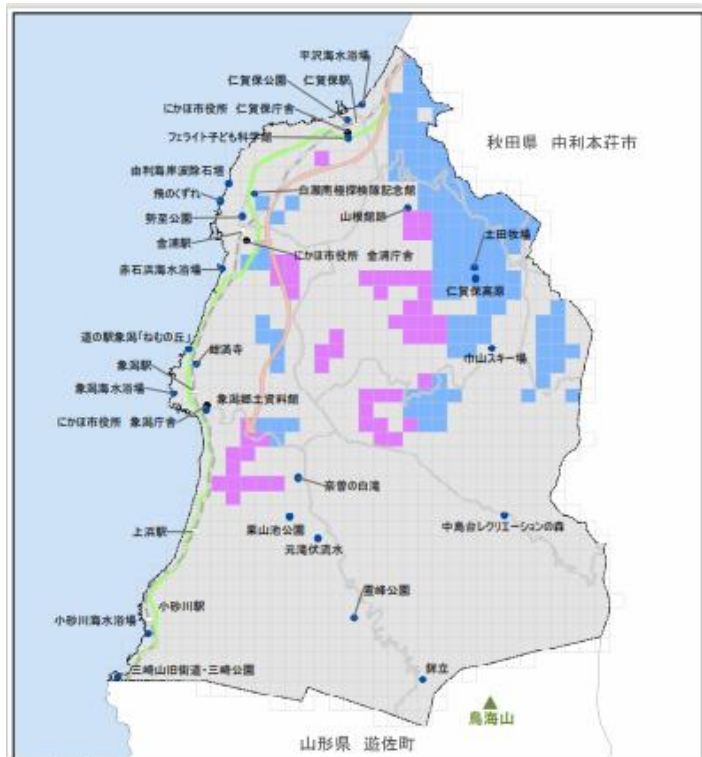
促進区域からの除外のみならず、促進区域内において、事業者に対して、地域環境保全の取組を求めらることで地域のデメリット軽減につなげ、地域貢献の取組を求めらることで地域のメリット増大につなげることにより、地域の合意形成が促進され、より適切に、より幅広く促進区域を設定できる可能性が広がるのではないか。

【参考例】想定される促進区域のイメージ（1） —広域的ゾーニング型（仮）—

■ 広域的ゾーニング型（仮）の参考となり得る事例として、以下の事例が挙げられる。

参考となり得る事例① にかほ市（風力）

環境省ゾーニング事業において、風力発電を対象に調整エリア（設置するには何らかの調整が必要なエリア）・導入可能性エリア（設置の可能性があるエリア）等を設定



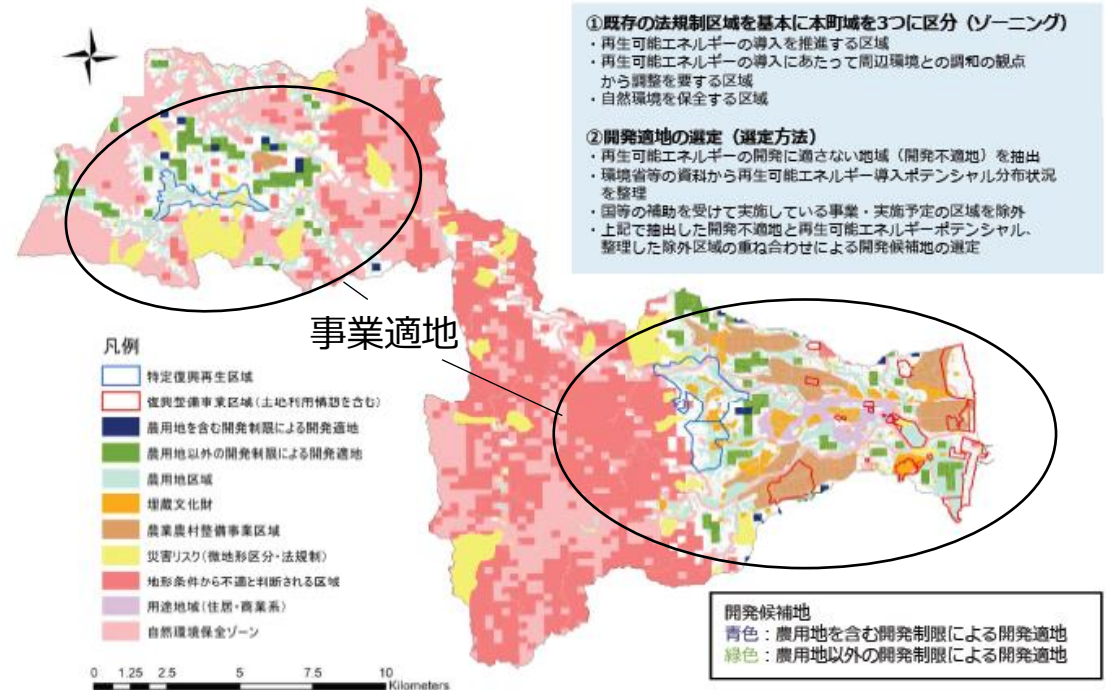
- 保全エリア
- 導入可能性エリア
- 調整エリア
- にかほ市行政区域
- 鉄道
- 高速自動車国道
- 国道
- 都道府県道



参考となり得る事例② 浪江町（太陽光）

再エネ導入を推進する区域・再エネ導入にあたって周辺環境との調和の観点から事業適地を見える化

本町における再生可能エネルギーの開発を促していくために、開発適地の選定を行いました。



出所）浪江町「浪江町 再生可能エネルギー推進計画 概要版」（平成30年3月）
<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/12976.pdf>
 にかほ市「陸上風力発電に係るゾーニングマップ」
<https://www.city.nikaho.akita.jp/administration/detail.html?id=2974>

【参考例】想定される促進区域のイメージ（2）

— 地区・街区指定型（仮） —

- スマートコミュニティの形成やPPA普及啓発を行う地区・街区のように、再生可能エネルギー利用の普及啓発や補助事業を市町村の施策として重点的に行うエリアを促進区域として設定する**地区・街区指定型（仮）**が考えられる。

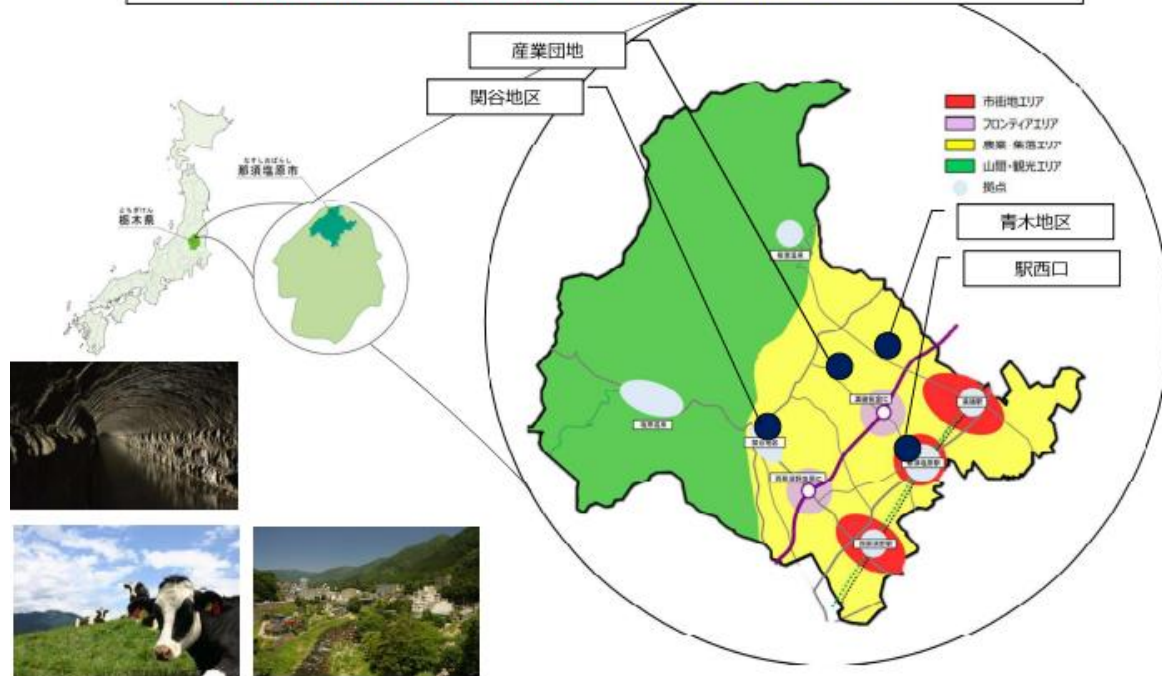
参考となり得る事例① 宇都宮市（太陽光等）



図 8 宇都宮駅東口地区低炭素都市像イメージ図

参考となり得る事例② 那須塩原市（小水カ・バイオマス・太陽光等）

2050年までに「CO₂排出量実質ゼロ」を宣言した本市において、脱炭素社会実現に向けた取組に資することを目的として、地域特性の異なる4つの地域を選定し、ゼロカーボン街区の導入を検討した。



出所) 宇都宮市「宇都宮駅東口地区の低炭素まちづくり計画（令和2年7月）」

<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/shisei/machizukuri/higashiguchi/1025038.html>

那須環境技術センター「地域再生可能エネルギー活用による『那須塩原市地域循環共生圏』構築支援事業報告書【概要版】（2021年2月）」

<http://www.city.nasushiobara.lg.jp/10/documents/houkokusyo.pdf>

【参考例】想定される促進区域のイメージ（3）

— 公有地・公共施設活用型（仮） —

- 公有地・公共施設等の利用募集・マッチングを進めるべく、活用を図りたい公有地・公共施設を促進区域として設定する**公有地・公共施設活用型（仮）**が考えられる。

参考となり得る事例① 所沢市（太陽光）

調整池に水上太陽光を設置



出所) 所沢市「まちごとエコタウン所沢」https://covenantofmayors-japan.jp/sites/default/files/2020-12/4_%E3%80%90%E6%89%80%E6%B2%A2%E5%B8%82%E3%80%91%E3%83%9E%E3%83%81%E3%81%94%E3%81%A8%E3%82%A8%E3%82%B3%E3%82%BF%E3%82%A6%E3%83%B3%E6%89%80%E6%B2%A2.pdf

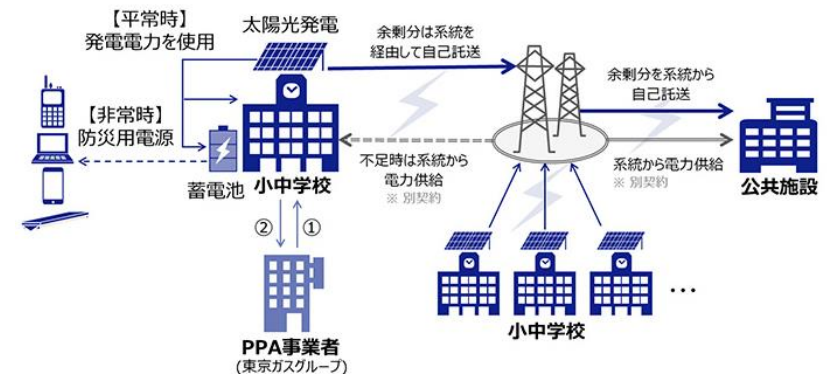
参考となり得る事例② 所沢市（太陽光）

最終処分場にメガソーラーを設置



参考となり得る事例③ 横浜市（太陽光）

小中学校65校を対象に、再生可能エネルギーを地産地消し、平常時の温室効果ガス排出を抑制すると同時に、非常時には地域防災拠点等での防災用電源としても活用



出所) 東京ガス「横浜市立の小中学校65校への再生可能エネルギー等導入事業の実施事業者に決定」<https://www.tokyo-gas.co.jp/news/press/20210317-01.html>

- ① 太陽光発電設備 + 蓄電池の設置、運用、管理
- ② 電気代（管理費等含む）を支払い（最長20年間）

【参考例】想定される促進区域のイメージ（４）

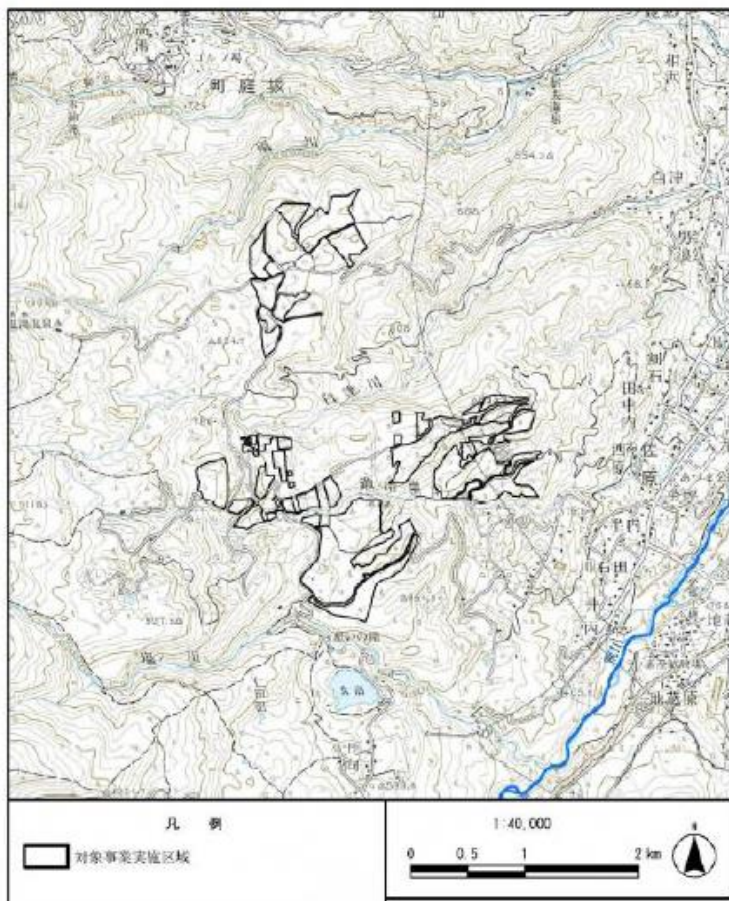
—民間事業提案型（仮）—

- 農山漁村再エネ法のように、民間提案による個々のプロジェクトの予定地を促進区域として設定する**民間事業提案型（仮）**が考えられる。

参考となり得る事例① 福島市（太陽光）

【参考】再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区：A



出所) 福島市「福島市農山漁村再生可能エネルギー法基本計画（令和3年3月改定）」

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/kankyo-/machizukuri/shizenkankyo/saiseenergy/energyjigyo/201912.html>

参考となり得る事例② 横浜町（風力）

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	面積(m ²)	備考
A	横浜町字雲雀平 6-1 外 14 筆	10,855	横浜町雲雀平風力発電所
	詳細は別紙1のとおり	10,855	
B	横浜町字雲雀平 6-42 外 12 筆	66,476	横浜町風力発電所
	詳細は別紙2のとおり	66,476	
		77,331	

3. 2の区域において整備しようとする再生エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備考
A	風力発電	32,200 kW	横浜町雲雀平風力発電所 14基(2,300kW級)
B	風力発電	38,000 kW	横浜町風力発電所 13基(3,000kW級)

出所) 横浜町「横浜町再生可能エネルギー基本計画（平成29年6月）」

<http://www.town.yokohama.lg.jp/index.cfm/7,3007,20.html>

【参考】改正地球温暖化対策推進法における促進区域に関する規定

- 改正地球温暖化対策推進法において、地方公共団体実行計画（区域施策編）における促進区域に関して、以下のとおり規定されている。

改正地球温暖化対策推進法（抄）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2～4 （略）

5 市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 地域脱炭素化促進事業の目標

二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）

三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模

四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項

五 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項

イ 地域の環境の保全のための取組

ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

6～17 （略）

【参考】地球温暖化対策計画（案）における地方公共団体実行計画（区域施策編）の取組に関する記述



- 地球温暖化対策計画（案）においては、改正地球温暖化対策推進法等を踏まえ、地方公共団体実行計画（区域施策編）に基づく取組の推進として、以下のような記述が盛り込まれているところ。

地球温暖化対策計画（案）（抜粋）

第2章 第4節 地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項

○地方公共団体実行計画（区域施策編）に基づく取組の推進

（略）施策の推進に当たっては、第5次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）で示された「地域循環共生圏」の考え方を踏まえ、地域間での連携を図りつつ、地域資源を活用した持続可能な地域づくりを推進する。

1. PDCA サイクルを伴った 温室効果ガス排出削減の率先実行（略）
2. 再生可能エネルギー等の導入 拡大・活用促進と省エネルギーの推進

都道府県及び市町村は、相互に連携し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地域資源である再生可能エネルギーを活用した地域の脱炭素化を推進する。具体的には、改正地球温暖化対策推進法に基づき、地域資源である再生可能エネルギーの利用促進等の施策の実施に係る目標を設定するとともに、地方公共団体実行計画協議会も活用して地域の合意形成を図りつつ、地域脱炭素化促進事業を促進し得るエリア（以下「促進区域」という。）や、当該事業に求める地域の環境保全や地域経済・社会の発展に資する取組等を地方公共団体実行計画区域施策編に位置付けるよう努め、地域に貢献する再生可能エネルギーを推進する。

都道府県及び市町村が再生可能エネルギーの利用促進に係る施策の実施目標を設定する場合には、地域の再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限いかしつつ、地域の自然的社会的条件に応じて、設定すべきである。また、市町村の取組を促進するため、国としても、市町村ごとの再生可能エネルギーのポテンシャル情報や導入状況等を公表する他、再生可能エネルギーによる地域経済循環への効果を分析できるツールの提供等を行う。さらに、データ入手の効率性や市場競争への影響等に留意しつつ、域内に供給された電力・ガスの使用量について地方公共団体が把握し、域内の排出量をより精緻に推計するための仕組みについて検討する。

【参考】地球温暖化対策計画（案）における地方公共団体実行計画（区域施策編）の取組に関する記述



また、市町村が、促進区域を設定する場合には、各自治体が設定した再生可能エネルギーの利用促進に係る施策の実施目標を踏まえ、市町村内の再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限活用する観点から、例えば、太陽光発電については公共施設や公共遊休地、住宅・建築物の屋根、営農が見込まれない荒廃農地、廃棄物最終処分場跡地、ため池、その他低未利用地を含め、陸上風力発電については一定以上の風況をベースとしつつ、また、地熱発電については地熱ポテンシャルを参考にして、区域内で再生可能エネルギーの導入を促進し得る場所について幅広く検討し、積極的に位置付けるべきである。その上で、例えば、市町村が促進区域内で事業者を一括で募集するような施策も有効である。

一方、再生可能エネルギーを巡っては景観の悪化や野生生物への悪影響、生態系の破壊、騒音の発生、温泉資源への影響等の環境トラブルや土砂災害等の災害、レーダーへの影響といった様々な懸念や問題が生じていることも踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全や、本来想定されている土地利用の在り方、国家安全保障その他の公益への配慮が必要であることから、国として環境情報等を提供するとともに、都道府県が広域自治体の観点から促進区域を設定する際の環境配慮の方針を示すことが重要である。また、市町村は、土砂災害等の災害リスクを踏まえ、促進区域の設定に当たっては、関係法令等も考慮しつつ、自然災害等に起因した土砂等の流出のリスクの高い箇所を回避するなどの留意が必要である。

また、管理者等が存在する施設又は区域において促進区域を設定しようとする場合には、当該施設又は区域の管理に係る運用等に支障を生じさせないよう、事前に当該管理者等と調整することが必要である。ただし、促進区域が設定された場合であっても、当該区域における事業化が保証されるものではないこと、また、当該区域外における事業の実施が一律に禁止されるものではないことに留意が必要である。

地球温暖化対策推進法改正による変更点

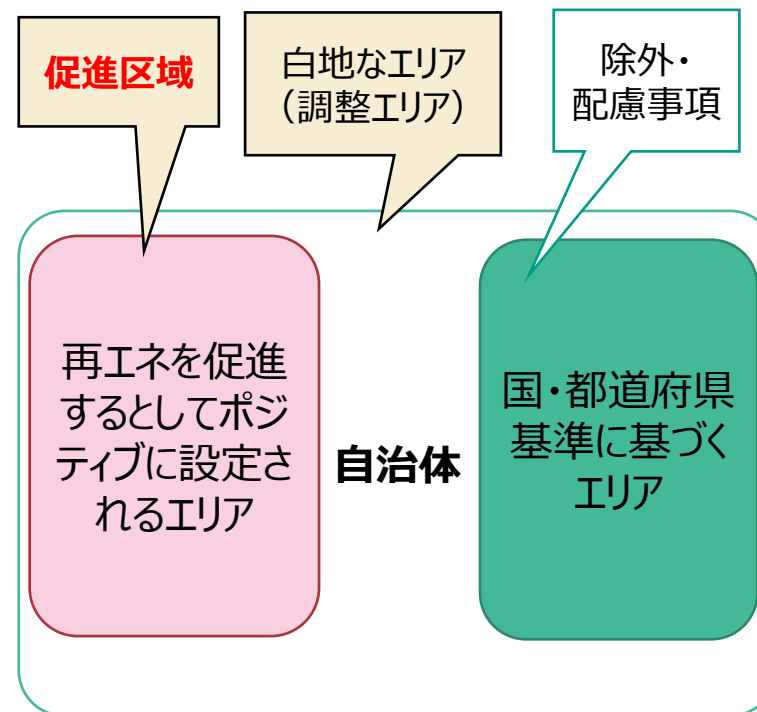
- 市町村は、（地方公共団体実行計画（区域施策編）を定めている場合において）地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項として、**促進区域**、地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等を定めるよう努めることとされている。（第21条第5項）
- 市町村は、**環境保全に係る国・都道府県による基準**のあり方を踏まえて、促進区域を設定。（第21条第6項、第7項）

促進区域設定のイメージ

- 促進区域の設定には、例えば次の手順が想定される。
 1. 環境省令や都道府県が設定した環境配慮基準に基づくエリアを除外。
 2. 白地なエリア（調整エリア）のうち、再エネを促進するとしてポジティブに設定されるエリアを促進区域として抽出。

環境省令・環境配慮基準の設定例

設定例	概要	具体のイメージ（案）
環境省令	全国一律で一般的かつ明確な内容を想定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護地域等の法律上又は事実上立地不可能な区域の除外 ・ 絶滅危惧種の生育生息地等 ・ 立地を避けるべき地域 ・ 騒音等の防止 ・ 住居に近接する場合の配慮
環境配慮基準	環境省令を踏まえつつ、それに地域の自然的社会的条件を加え、一定の具体的な面的な地理情報を念頭に置いた基準を提示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県の定める保護地域等の条例上または事実上立地不可能な区域の除外 ・ 当該エリアごとに、 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 居住地域からの距離 ✓ 森林からの距離 ✓ 鳥の営巣地からの距離 等の地域別事情等から立地できない区域の有無等



地球温暖化対策推進法改正による変更点

- 市町村は、（地方公共団体実行計画（区域施策編）を定めている場合において）地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項として、促進区域、**地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組**等を定めるよう努めることとされている。（第21条第5項）

地域の環境保全・地域経済社会への貢献のイメージと具体例

1. 地域の環境保全

- 地域の景観や動植物・生態系等の自然環境への配慮に関する取組
- 騒音や悪臭等の生活環境への配慮に関する取組
- 事業実施後における地域脱炭素化促進施設の撤去・廃棄に関する取組

2. 地域の経済・社会の持続的発展（地域貢献）

- 域内に安価な再生可能エネルギーの供給や域内での経済循環を推進するとともに、非常時の災害用電源として活用することが可能な取組
- 地元の雇用創出や保守点検等の再生可能エネルギー事業に係る地域の人材育成や技術の共有を行う取組

京都府宮津市 **地域課題解決**

- 耕作放棄地で、イノシシやクマが出没するエリアに、メガソーラーを設置。
- 売電収益の一部は、管理口座の設定により、地域に還元する仕組みを構築

<設置前>   <設置後>

耕作放棄地

出所）オムロンソーシアルソリューションズ株式会社より提供

北海道石狩市 **地域経済**

- デジタル化の進展で電力需要増が見込まれるデータセンターに再エネ等を導入し、日本初となる再エネ100%によるゼロエミッション・データセンターの実現を目指す。
- 電力多消費型産業の産業誘致により、地域経済の発展にも貢献。

ゼロエミッションデータセンター 完成イメージ



図出所）環境省「2050年カーボンニュートラルに向けた成長戦略への提案（2020年11月6日）」
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/seichosenryakukaigi/dai2/siryous.pdf>（閲覧日：2020/11/26）

熊本県熊本市 **防災**

- 市の廃棄物発電所の余剰電力を地域新電力を通じて主要な公共施設に供給。
- 再エネによる電力供給のみでなく防災力向上を兼ねる蓄電池等の整備等多角的な取組を実施。



西部環境工場

〔写真出所：熊本市「ようこそ 西部環境工場へ」
http://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=731（閲覧日：2020/11/24）

福島県福島市 **地域経済**

- 地元の温泉協同組合が中心になって、新会社を2012年10月に設立。温泉の蒸気と熱水を利用しバイナリー発電装置により電力を生成、FIT売電。
- 発電に利用した後の温泉水を旅館に配給。さらに、発電所で使う媒体を冷却するために使われた大量の水を再利用して融雪やエビの養殖に活用。



図出所）環境省「温泉熱利用事例集」p.9
<https://www.env.go.jp/press/files/jp/111097.pdf>（閲覧日：2020/11/26）

2. 地域脱炭素化促進事業の促進に関する合意形成・協議会 に関する基本的考え方

- 改正法第22条に基づき、都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定しようとする際に、**協議会を設置することができる**とされている。
- **適正に環境に配慮し、地域と共生した再エネの最大限の導入促進に向けて円滑な合意形成を図る観点からは、有識者や地域の関係者等から構成される協議会を積極的に活用することが重要**と考えられるが、**協議会をはじめとする合意形成のあり方をどう考えるべきか。また、その手法や構成員など、国としてマニュアル等で示すことが必要な事項や、支援はどのようなものが考えられるか。**

【論点：協議会のあり方】

- ① **市町村の区域を広域としてゾーニングして促進区域を設定する場合、協議会の運営方法や構成員の範囲、合意すべき事項の範囲はどのように考えられるか。また、個別の事業を念頭に**にして、あるいは公有地等の特定の土地の利活用の推進を考える場合には、**どのように考えられるか。さらに、ワンストップ化の特例を円滑に運用する観点から、当該プロジェクトに係る認定手続のワンストップ化等の手続を求める場合には、たとえば、許可権者等の関連部署に協議会メンバーとして参加を得ることで、協議・同意を円滑にすること等も考えられるのではないか。**

このように、**協議会の運営方法や構成員の範囲、合意すべき事項の範囲は、促進区域の設定の類型ごとに、異なるのではないか。**

また、社会的配慮が必要な事項を協議するための構成員については、どのように考えるか。

【論点：協議会のあり方（続き）】

- ② 施設の種類ごとに、環境保全の観点、社会的配慮の観点から共通の懸念事項、異なる懸念事項が考えられるところ、地域の目標達成に資する促進区域設定をするという観点から、各施設ごとの促進区域のあり方について、どのように合意形成を図っていくことが必要と考えられるか。 **合意形成を図るための協議会の構成員は、施設ごと（太陽光、風力等）に異なる場合があるのではないか。**
- ③ 協議会の運営は、各地方公共団体において負担となることも考えられる。促進区域や地域環境保全・地域貢献の取組の設定に係る協議会の実施に当たり、 **既存の協議の枠組みの活用、国等による支援など、地方公共団体の負担低減のためにどのような方策が考えられるか。**
- ④ 広域的な促進区域設定・事業認定は、複数地方公共団体の区域をまたがる事業の取扱いの明確化や、各地方公共団体の事務負担の低減、取組に積極的な地域による牽引等の効果により合意形成の促進に資すると考えられるが、複数の地方公共団体による **協議会の共同設置や共同運営はどのようなあり方が考えられるか。この場合に、留意すべき点は何か。**

【論点：協議会以外の方法による、合意形成の手法】

- ① 円滑に促進区域の設定を進める観点から、協議会で協議をする以外の方法で、個別に、または幅広く意見交換を行うことで、合意形成を図ることも考えられるのではないか。その場合、促進区域設定プロセスの中でどの段階で、どのような方法で、どのような範囲の関係者に対して行うことが効果的か。

(例)

- 地域住民にチラシや回覧板での周知や、ワークショップなどでの意見聴取をする手法
- 先行利用者などに個別にヒアリングを行う手法
- 事業者などに説明会などで促進区域の配慮事項の考え方を説明する手法

- 地域の目標に沿ったかたちで事業の最大限の導入を促進するためには、地域住民からの懸念の声に応え、かつ地域にメリットがあるような事業を促進できるよう、**適正に環境に配慮し、地域と共生した事業について円滑な合意形成を図ることが重要。**
- このために、①促進区域のあり方とともに、②**市町村の定める地域環境保全の取組によって、事業の実施による環境影響を低減すること**や、③**市町村の定める地域貢献の取組によって、事業の実施により地域便益を創出すること**を合わせて考えることにより、地域と共生した再エネ事業を進めることが必要。

【論点：地域と共生した事業を促進するための合意形成のあり方】

- ① 環境影響を低減すること（デメリットの最小化）と、地域便益を創出すること（メリットの最大化）を同時に議論するには、直接環境影響を受けうる者と、地域便益を受けうる者の関係を整理することが必要ではないか。このとき、どのような場や手法で、どのような範囲の者を対象として聴取することが必要と考えられるか。また、促進区域設定に向けた合意形成に当たり、協議会において意見をどのように生かしていくことが考えられるか。
- ② 促進区域の設定のみならず、地域の環境保全の取組や地域貢献の取組も統合的に議論し、合意形成を図ることが有効である。その際、協議会においてどのように協議を進めることが考えられるか。また、この結果について、地域と共生する事業を促進する観点から、地域においてどのように反映していくことが考えられるか。

【参考】協議会を通じた地域との合意形成の例

- 岐阜県可児市の住宅地域の未開発地におけるメガソーラー事業計画は、**湧水湿地**の開発を伴うものだった。この案に対し、地域住民が景観や希少な植物への影響や反射光による影響を懸念。
- **事業者、住民、自治体、有識者**で協議会を設置。事業計画案を再検討し、双方が折り合って、**事業を実施することについて合意に至り、協定書を締結**。
- メガソーラー運転開始後も、事業者と地域住民で湧水湿地の保全活動に取り組んでいる。



出所) 朝日新聞デジタル2021年9月3日「メガソーラーが宅地隣に 話し合いで貴重な湿地守れた」を基に作成
<https://www.asahi.com/articles/ASP915FZRP6XPLBJ00G.html>

【参考】改正地球温暖化対策推進法における合意形成に関する規定



- 改正地球温暖化対策推進法において、地方公共団体実行計画（区域施策編）における合意形成について、以下のとおり規定されている。

改正地球温暖化対策推進法（抄）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2～8 （略）

9 市町村は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の市町村の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

10 都道府県及び市町村（地方公共団体実行計画において、第三項各号又は第五項各号に掲げる事項を定めようとする市町村に限る。次項において同じ。）は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

11 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

【参考】改正地球温暖化対策推進法における協議会に関する規定



- 改正地球温暖化対策推進法において、地方公共団体実行計画（区域施策編）における協議会について、以下のとおり規定されている。

改正地球温暖化対策推進法（抄）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 ～11（略）

12 都道府県が地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項（第六項に規定する都道府県の基準を含む。）を定めようとする場合、又は市町村が地方公共団体実行計画において第三項各号若しくは第五項各号に掲げる事項を定めようとする場合において、第二十二條第一項に規定する地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは、当該都道府県又は市町村は、これらの事項について当該地方公共団体実行計画協議会における協議をしなければならない。

（地方公共団体実行計画協議会）

第二十二條 地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地方公共団体実行計画の策定及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下「地方公共団体実行計画協議会」という。）を組織することができる。

2 地方公共団体実行計画協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び市町村
- 二 関係行政機関、関係地方公共団体、第三十七條第一項に規定する地球温暖化防止活動推進員、第三十八條第一項に規定する地域地球温暖化防止活動推進センター、地域脱炭素化促進事業を行うと見込まれる者その他の事業者、住民その他の当該地域における地球温暖化対策の推進を図るために関係を有する者
- 三 学識経験者その他の当該都道府県及び市町村が必要と認める者

3 主務大臣は、地方公共団体実行計画の策定が円滑に行われるように、地方公共団体実行計画協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言、資料の提供その他の協力を行うことができる。

4 地方公共団体実行計画協議会において協議が調った事項については、地方公共団体実行計画協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画協議会の運営に関し必要な事項は、地方公共団体実行計画協議会が定める。

【参考】地球温暖化対策計画（案）における地方公共団体実行計画（区域施策編）の合意形成等に関する記述



都道府県及び市町村は、地域脱炭素化促進事業の計画立案より早期の段階において、地方公共団体実行計画協議会の活用等により、促進区域等について、住民や関係地方公共団体を含む地域の合意形成を図ることが重要である。地域協議会を設置・運用するときは、関連施設の周辺住民の理解を醸成するとともに、関係行政機関（例えば、地方環境事務所、地方経済産業局、地方整備局、地方農政局、森林管理局、防衛省・自衛隊等）、関係事業者（例えば、農林漁業者及びその組織する団体、農業委員、温泉業者等の先行利用者、地域金融の関係者、一般送配電事業者や再生可能エネルギー発電事業者などエネルギー関係事業者、自然保護団体、観光事業者）等の理解や協力が得られるよう、構成員のバランスなど、協議会が地域の合意形成プロセスとして効果的に機能するように留意すべきである。

市町村は、地方公共団体実行計画区域施策編に適合する事業については、その円滑な事業化に向け、行政手続面から協力をを行うものとする。また、国や都道府県は、当該事業の円滑化のため、エネルギー施策と連携しつつ、行政手続の円滑化や市町村に対する必要な情報提供、助言、その他の援助を行うよう努めるものとする。

上記のほか、地域脱炭素化促進事業に関する事項を含む地方公共団体実行計画区域施策編の運用に当たっては、国が策定する地方公共団体実行計画の策定・実施マニュアルにのっとり行うべきである。その際、促進区域に農林地を含めようとする場合は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）の基本方針や同法第5条第5項の農林水産省令で定める基準にのっとり行うべきである。また、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）における事業計画認定等の業務との連携を図る必要があることにも留意すべきである。

（略）

【参考】地球温暖化対策推進法の改正事項（認定基準）

地球温暖化対策推進法改正による変更点

- 地域脱炭素化事業を行う事業者は、事業計画を策定し、地方公共団体実行計画に適合することについて市町村から認定を受け、特例措置を受けることができる。（第22条の2）
- この特例措置には温泉法、森林法、農地法、自然公園法、河川法、廃棄物処理法の許可等手続のワンストップ化や、環境影響評価法に基づく事業計画の立案段階における配慮書手続の省略がある。（第22条の5～第22条の11）

	特例の対象となる許認可等手続の概要	
	対象となる行為	許可等権者
温泉法	温泉を湧出させる目的での土地の掘削、湧出路の増掘等	都道府県知事の許可
森林法	民有林・保安林における土地形質変更等の開発	都道府県知事の許可
農地法	農地の転用、農用地（農地、採草放牧地）の所有権等の移転	都道府県知事等の許可
自然公園法	国立公園・国定公園内における工作物の新設、土地形質変更等の開発行為等	環境大臣（国立公園）、都道府県知事（国定公園）の許可※特別地域における行為の場合 又は届出※普通地域における行為の場合
河川法	水利使用のために取水した流水を利用する発電（従属発電）のための流水の占用	河川管理者※への登録 ※国交大臣、都道府県知事又は指定都市の長
廃棄物処理法	廃棄物処理施設における熱回収施設の設置	都道府県知事等の認定 ※任意で熱回収認定を受けることができる。
	指定区域内（処分場跡地）における土地形質変更	都道府県知事等への届出

【参考】環境省のデータベースで提供している環境情報等



環境アセスメントデータベース

【イダス】

<https://www2.env.go.jp/eiadb/>

収録している地図情報
【2021年6月30日現在】

自然環境に関する情報

大気環境の状況

- 気象観測所
- 大気汚染常時監視測定局
- 自動車騒音常時監視地点

水環境の状況

- 河川
- 湖沼
- 河川・流域界等（利水現況図情報）
- 潮汐観測位置
- 波浪観測位置
- 河川の公共用水域水質測定点
- 湖沼の公共用水域水質測定点
- 海域の公共用水域水質測定点
- 水浴場水質測定点

土壌及び地盤の状況

- 土壌分類図
- 土壌図
- レッド・データ土壌

放射性物質の状況

- 空間線量の測定地点

動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

- 中大型哺乳類分布情報
- 要注意鳥獣生息分布情報
- コウモリ洞分布
- コウモリ生息情報
- コウモリ分布
- イヌワシ・クマタカ生息分布
- オオワシ・オジロワシ生息分布
- 渡りをするタカ類集結地
- ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地
- 海生哺乳類の分布情報
- 海生爬虫類（ウミガメ産卵地以外の確認情報）
- 生物多様性の観点から重要度の高い湿地
- 生物多様性保全上重要な里地里山
- 重要野鳥生息地（IBA）
- 生物多様性重要地域（KBA）
- ユネスコエコパーク（生物圏保存地域）
- EAAFP^(※)国内参加地
- シギ・チドリ類モニタリングサイト1000
- ウミガメ産卵地
- 海棲哺乳類確認情報
- 海鳥繁殖地

(※) 東アジア・オーストラリア地域
フライウェイ・パートナーシップ

- 海の重要野鳥生息地（マリンIBA）
- 生物多様性の観点から重要度の高い海域
- 海生生物の重要な生息環境（岩礁域、湧昇域）
- 昆虫類の多様性保護のための重要地域
- 干潟・藻場・サンゴ礁分布
- 環日本海エリアのクロロフィルa濃度（2000～2019平均）
- 絶滅危惧種（植物）の分布情報
- 特定植物群落
- 巨樹・巨木林
- 現存植生図（縮尺1/2.5万）
- 現存植生図（縮尺1/2.5万）整備済みメッシュ
- 現存植生図（縮尺1/5万）
- 植生自然度図
- 植生自然度図（自然度9、10）
- 保護林
- 緑の回廊

その他の事項

- 雷マップ
- 台風経路図
- 最深積雪

景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

- 自然景観資源
- 観光資源
- 世界ジオパーク・日本ジオパーク
- 国立公園の利用施設計画
- 国立公園の利用施設計画
- 都道府県立自然公園の利用施設計画
- キャンプ場
- 長距離自然歩道
- 海水浴場・潮干狩り場
- 海が見える主要な眺望点
- マリンスポーツ・レジャー
- 藻場・干潟・サンゴ礁の保全活動組織
- 水産資源に関する情報を有する組織・機関
- スカイスポーツ
- 天文台
- 残したい日本の音風景100選
- 快水浴場百選
- 水源の森百選
- 白砂青松100選
- 美しい日本のむら景観百選
- 日本100名城
- 日本の夕陽百選
- 日本の歴史公園100選
- さくら名所

地形及び地質の状況

- 地形分類図
- 人工地形及び自然地形分類図
- 日本の典型地形
- 日本の地形レッドデータ
- 地方公共団体選定の重要な地形・地質
- 赤色立体地図（陸域詳細版）
- 傾斜区分図
- 地上開度
- 水深（500mメッシュ）
- 水深（等深線:J-EGG500等）
- 水深（等深線:M7000）
- 海底地形図（赤色立体地図）
- 表層地質図
- 表層地質図_断層
- 海底の表層堆積図
- 海底地質図
- 海底の底質

社会環境に関する情報

人口及び産業の状況

- 人口集中地区（DID）

土地利用の状況

- 土地利用
- 土地利用分類図
- 国土画像情報

交通の状況

- 数値地図道路データ（道路分類）
- 数値地図道路データ（幅員区分）
- 船舶通航量

廃棄物の状況

- 産業廃棄物処理施設

河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

- 利水現況図
- 内水面漁業権
- 上水道関連施設
- 名水100選
- 漁業権
- 魚礁
- 港湾
- 漁港
- 低潮線保全区域
- 航路標識
- 海底ケーブル
- 海底ケーブル区域
- 海底輸送管
- 海上構造物
- 沈船
- 海底障害物
- 指定錨地
- 検疫錨地

学校、病院、その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設等

- 学校
- 病院、診療所
- 福祉施設
- 図書館
- 基盤地図情報 建築物データ

環境の保全を目的とする法令等により指定された地域等

- 公共用水域類型区分
- 自然公園区域（国立公園）
- 自然公園区域（国定公園）
- 自然公園区域（都道府県立自然公園）
- 自然環境保全地域（国指定）
- 自然環境保全地域（都道府県指定）
- 近郊緑地保全区域
- ラムサール条約湿地
- 鳥獣保護区（国指定）
- 鳥獣保護区（都道府県指定）
- 生息地等保護区
- 保護水面
- 自然再生事業実施地域
- 世界自然遺産
- 重要文化的景観
- 国指定文化財等
- 都道府県指定文化財
- 埋蔵文化財包蔵地
- 世界文化遺産
- 世界文化遺産候補地
- 景観計画区域
- 景観地区・準景観地区
- 景観重要建造物・樹木
- 歴史的風土保存区域
- 保安林（国有林、民有林）
- 水源涵養保安林（利水現況図情報）
- 国有林
- 海岸保全区域
- 農業地域、農用地区域
- 土地利用基本計画（都市地域、農業地域、森林地域）
- 都市計画用途地域

その他の事項

- 経緯線
- 標準地域メッシュ
- 行政区域
- 行政界（利水現況図情報）
- 海岸線からの離岸距離
- 海岸線（有人島）からの離岸距離
- 領海外縁線
- 航空制限区域
- 航空保安無線施設
- 航空管制用レーダー施設
- 気象レーダー設置場所（気象庁）
- レーダ雨量計設置場所（国土交通省）
- 航空自衛隊レーダーサイト
- 自衛隊・米軍基地
- 米軍演習区域
- 自衛隊射撃訓練等海上区域

【参考】環境省のデータベースで提供している環境情報等



環境アセスメントデータベース
【イダス】
<https://www2.env.go.jp/eiadb/>

収録している地図情報
【2021年6月30日現在】

■再生可能エネルギー情報

再生可能エネルギー発電所

- 既設の風力発電所（発電所位置）
- 既設の風力発電設備（風車位置）
- 計画中の風力発電所
- 計画中の太陽電池発電所
- 既設の地熱発電所
- 計画中の地熱発電所
- 事業計画認定情報（FIT認定設備の概略位置）
 - 太陽光発電（2,000kW未満）
 - 太陽光発電（2,000kW以上）
 - 風力発電
 - 水力発電
 - 地熱発電
 - バイオマス発電

再生可能エネルギー資源情報

- 風況マップ
- 日射量マップ
- 地熱マップ
 - 地下温度構造（G.L.0m）
 - 地下温度構造（G.L.-500m）
 - 地下温度構造（G.L.-1000m）
 - 地下温度構造（G.L.-1500m）
 - 地下温度構造（G.L.-2000m）
 - 地下温度構造（G.L.-2500m）
 - 地下温度構造（G.L.-3000m）
 - 地下温度構造（G.L.-3500m）
 - 地下温度構造（G.L.-4000m）
 - 地下温度構造（G.L.-4500m）

電力系統情報

- 系統マップ

再生可能エネルギー施策情報

- 再エネ海域利用法に基づく促進区域
- 海洋再生可能エネルギー実証フィールド
- 情報整備モデル地区
- ゾーニング事業（環境省）

■国立公園等インベントリ整備情報

国立公園等インベントリ整備情報

- 主題図1_重要種分布図
- 主題図2_重要な生物群集図
- 主題図3_重要な視点場図
- 主題図4_公園計画の見える化図
- 主題図5_情報GAP図

■風力発電における鳥類のセンシティビティマップ

風力発電における鳥類のセンシティビティマップ（陸域版）

- 注意喚起メッシュ
- 重要種
 - イヌワシの分布図
 - チュウヒの分布図
 - サンカノゴイの分布図
 - オオヨシゴイの分布図
 - オジロワシの分布図
 - クマタカの分布図
 - オオワシの分布図
 - タンチョウの分布図
 - コウノトリの分布図
- 集団飛来地
- 鳥類の渡りルート
 - 日中の渡りルート
 - 夜間の渡りルート
- その他
 - 猛禽類の渡りの飛翔高度図

風力発電における鳥類のセンシティビティマップ（海域版）

- 注意喚起メッシュ
 - 注意喚起メッシュ
 - 申請後データありメッシュ
- 構成要素
 - 保護区等の評価メッシュ
 - 海鳥の集団繁殖地の評価メッシュ
 - 海鳥の洋上分布の評価メッシュ
- 飛行機による海鳥の分布調査
 - 調査範囲
 - 密度分布（全調査回）
 - 密度分布（月別調査）
- 参考資料
 - 船による海鳥の分布調査（調査範囲）
 - 船による海鳥の分布調査（密度分布）
 - 船による海鳥の分布調査（申請後データありメッシュ）